

年金相談



Q 働きながら受け取れる老齢厚生年金について、具体的な計算例を教えてください。

A 6ページ「在職中は年金が支給停止されることがあります」でご説明した内容について、具体的な計算例をお示しします。

常勤の公務員など一般組合員として在職している方

標準報酬月額 34万円、直近1年間の標準賞与額 120万円

老齢厚生年金額(年額) 132万円(うち経過職域加算額 12万円^{※1}) の場合

※1 一般組合員の方は、働いている間、経過職域加算額が全額停止されます。老齢厚生年金額から経過職域加算額を除いた額で支給停止の計算を行います。

①賃金の月額 標準報酬月額 34万円 + (直近1年間の標準賞与額 120万円 ÷ 12ヵ月) = 44万円

②年金の月額 (132万円 - 12万円^{※1}) ÷ 12ヵ月 = 10万円

①賃金の月額 44万円 + ②年金の月額 10万円 = 54万円

支給停止額(月額) = {(①賃金の月額 + ②年金の月額) - 基準額(51万円)^{※2}} × 1/2

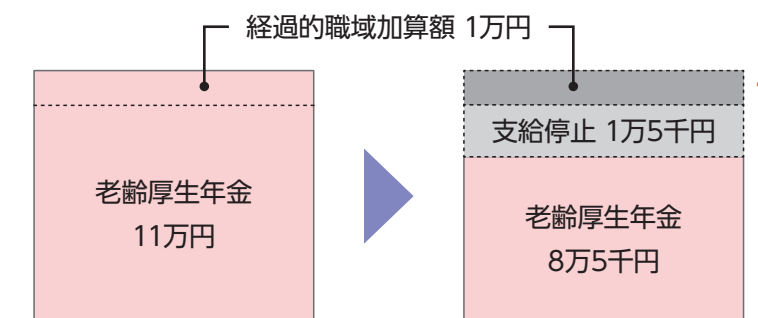
※2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの支給停止基準額です。

「①賃金の月額 + ②年金の月額」が51万円以下の場合、年金の支給停止はありません。

■支給停止額(月額) = {(①賃金の月額 + ②年金の月額 = 54万円) - 基準額(51万円)^{※2}} × 1/2 = 1万5千円

■年金支給額(月額) = 10万円 - 1万5千円 = 8万5千円

1ヵ月あたりの老齢厚生年金支給額と一部停止額



賃金に関わらず、一般組合員として働いている間は全額支給停止されます。

